

1-6 受託施設の概要

施設の名称	所在地	施設種別	定員等	受託年月日
京都府立心身障害者福祉センター	城陽市中芦原	身体障害者療護施設	受託定員 50名	S52.08.02
		肢体不自由者更生施設	受託定員 5名	
		補装具製作施設		
		附属リハビリテーション病院	受託病床数 25床	
京都府立洛南寮	京田辺市大住仲ノ谷14-1	救護施設	受託定員 100名	S57.08.01
		養護老人ホーム	受託定員 100名	
京都府立吉田母子寮	京都市左京区吉田神楽岡町 169	母子寮	受託定員 19世帯	S58.04.01
京都府立向日が丘療育園	長岡京市井の内朝日寺11	心身障害児母子通園施設	受託定員 50組	S58.04.01
京都府立視力障害者福祉センター	京都市左京区下鴨森本町 21	視覚障害者更生施設	受託定員 90名	S58.11.01
城陽勤労身体障害者教養文化体育館	城陽市中芦原	その他の施設		S58.11.01
京都府立桃山学園	京都市伏見区桃山町遠山 50	知的障害児施設	受託定員 48名	S59.04.01
		児童養護施設	受託定員 33名	
京都府立総合社会福祉会館	京都市中京区竹屋町烏丸通東入ル清水町 375番地	その他の施設		H07.04.01

(事業団事業報告書より抜粋)

京都府は施設整備(増改築, 修理を含む。)に責任を持ち, 施設設備の保守, 管理, 運営については事業団に委託している。事業団が, 京都府から委託を受けて保守, 管理, 運営すべき不動産及び動産は, つぎのとおりである(表 1-7)。なお, 物品の金額はその購入価額を示している。なお, 包括外部監査の対象は網掛け部分である。

1-7 財産管理の内容

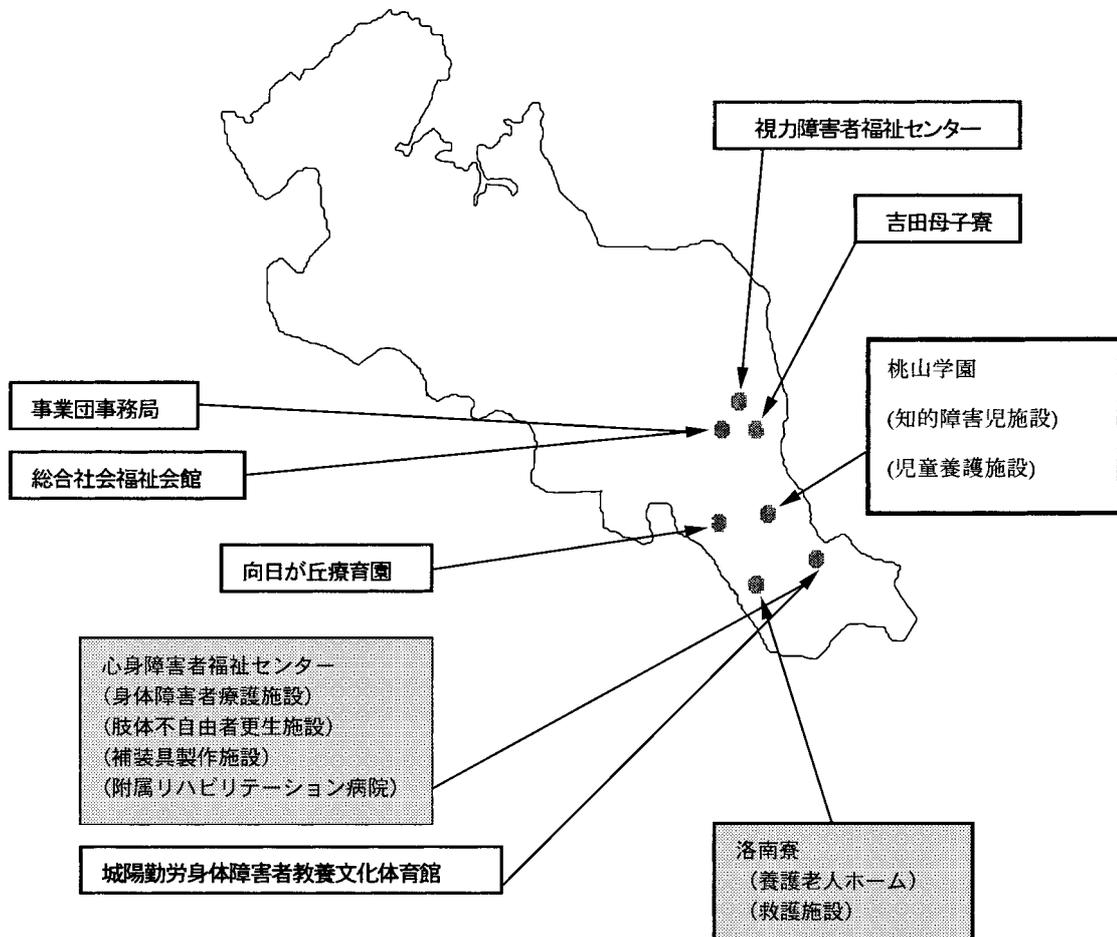
施 設 の 名 称	土 地	建 物		物 品
		建物面積	延床面積	
	*㎡	㎡	㎡	
京都府立心身障害者福祉センター	51,711.61	5,498.81	9,570.51	1,507 点 342,148,754 円
京都府立洛南寮	11,295.00	3,499.67	6,292.12	903 点 49,477,514 円
京都府立吉田母子寮	1,168.25	342.78	812.88	166 点 5,536,267 円
京都府立向日が丘療育園	2,372.28	695.30	695.30	70 点 5,521,625 円
京都府立視力障害者福祉センター	3,888.12	2,279.66	3,664.99	1,009 点 39,410,501 円
城陽勤労身体障害者教養文化体育館	4,440.00	1,489.36	1,489.36	242 点 11,782,116 円
京都府立桃山学園	12,709.27	2,042.33	4,442.24	359 点 21,221,284 円
京都府立総合社会福祉会館	1,323.12	1,307.66	7,907.06	1,394 点 153,398,928 円
合 計	88,907.65	17,155.57	34,874.46	5,650 点 628,496,989 円

(事業団事業報告書より抜粋)

また、事業団が管理運営を行っている施設はつぎのとおりであって、京都府の南部地域に集中している(表 1-8)。

1-8 京都府社会福祉事業団施設一覧

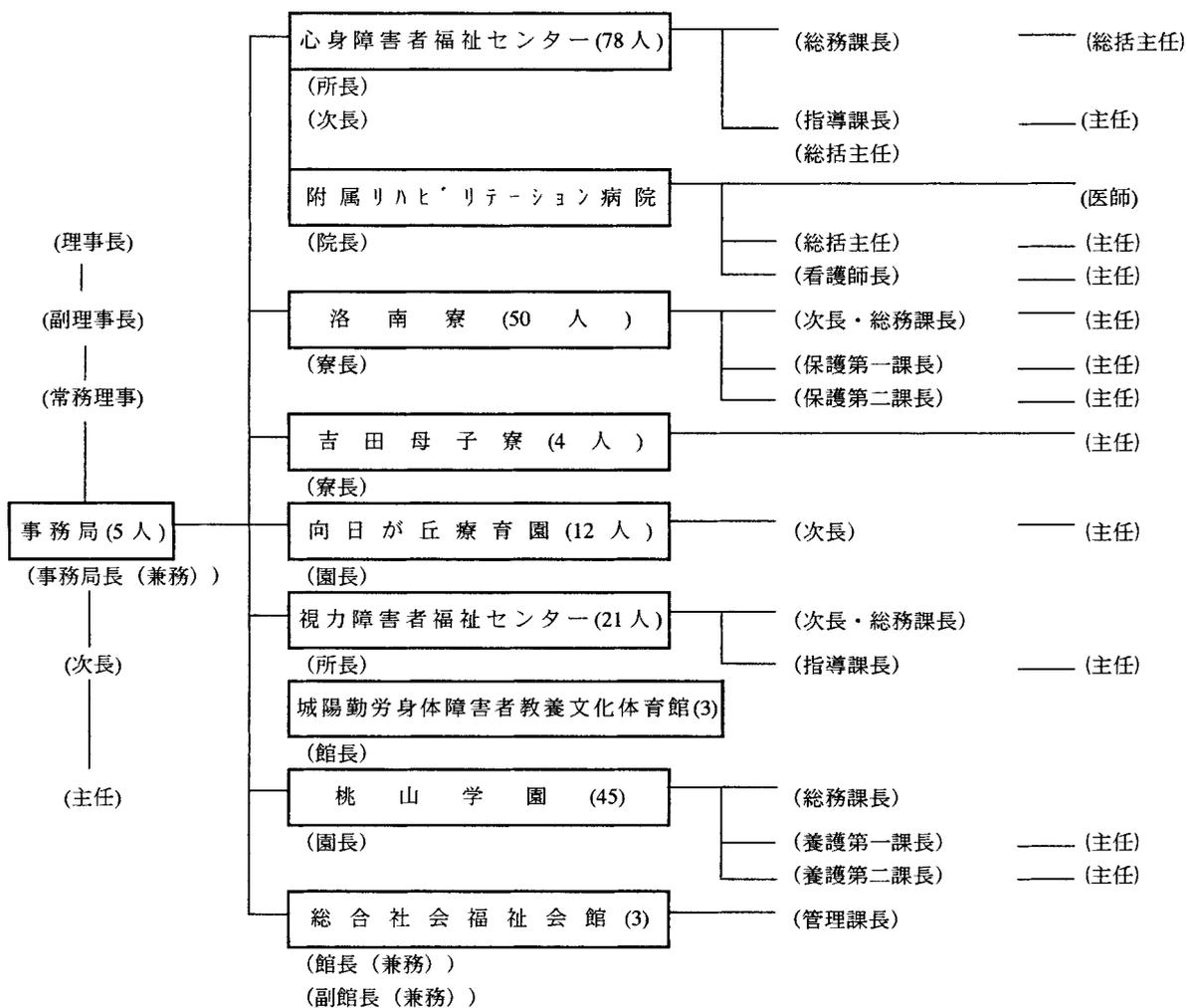
京都府社会福祉事業団施設一覧



4. 組織

事業団の組織はつぎのとおりである(表 1-9)。

1-9 事業団組織及び役職員配置(平成 14 年 4 月 1 日現在)



(事業団事業報告書より抜粋)

5. 職員状況、職員配置及び職員数

事業団の職員状況は、つぎの表のとおりである(表 1-10)。プロパー職員の平均年齢は 40.7 歳、平均給与月額は 306,526 円、京都府派遣職員の平均年齢は 49.0 歳、平均給与月額 450,953 円、京都府 OB 職員の平均年齢は 60.0 歳、平均給与月額は 307,066 円、となっている。

1-10 職員の状況

(平成13年6月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額 (円)	備考
全 体	42歳	324,832	定 数 227人 欠 員 4人 (会館3人、本部1人) 現員数 223人 うち男性 95人 女性 128人
プロパー職員	40.7	306,526	(内訳) プロパー職員数 190
京都府派遣職員	49.0	450,953	府派遣職員数 28
京都府OB職員	60.0	307,066	府OB臨時的任用 3 プロパー臨時的任用 2

職員の配置及び職員数については、表 1-11 のとおりである。心障センターの職員数は事業団全体の約 35%、洛南寮のそれは約 20%強であって、包括外部監査の対象である 2 施設で全体の半分以上を占めるものとなっている。また、京都府派遣職員及び京都府 OB 職員は全体の約 15%であって、京都府派遣職員の就く役職(理事長、所長、寮長等)や人数から判断すると、事業団は京都府から完全に独立した組織とはなっていない。

1-11 職員配置及び職員数

(平成13年11月1日現在 単位：人)

	総計	心 障 セ ン タ ー				洛 南 寮		桃 山 学 園		視力 セン ター	吉田 母子 寮	向日 が丘	福祉 会館	体育 館	本部
		病院	療護 施設	更生 施設	補装 具	救護 施設	養護 施設	知的 障害	児童 養護						
配 置 基 準		41	33	15		28	21	19	11	18	5				
現 行 定 数	227	41	34	2	1	28	22	36	12	21	4	12	4		1
現 員 数	223	41	34	2	1	28	22	36	12	21	4	12	1	3	6
	計	78				50		48		21	4	12	1	3	6
(内訳) 府 派 遣 者	28	9				4		6		4	1	2	1		2
臨 時 的 任 用	5	1				2		0		0	3	1			
プ ロ パ ー	190	68				44		42		17		9		3	4
内 訳 計	223	78				50		48		21	4	12	1	3	6
非 常 勤 嘱 託	33	11				2		6		6	4	4	0	0	0

6. 職員給与・手当・退職金制度

事業団には、役員給与規程と職員給与規程がある。常勤の役員には、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当(手当だけで9種類)が支給されるものとされ、給料の額は理事長が決定し、手当の額は職員の給与規程が適用される。非常勤役員の場合には、京都府附属機関の委員

等に準じた報酬を支給するとされている。

職員には、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当(手当だけで 15 種類)が支給される。

給料表及び(給料表の号給数を決定する)級別標準職務表は京都府職員のそれに準じ、退職手当は種類、支給額、支給方法とも、京都府の職員の退職手当に関する条例(昭和 31 年京都府条例第 30 号)に準じている。すなわち、事業団職員の給与体系は、京都府の職員に準じるものとなっているのである。

7. 決算書概要(平成 13 年度)と会計制度

事業団の平成 13 年度決算書概要はつぎのとおりである(表 1-12 参照)。

1-12 社会福祉事業団決算書

社会福祉法人京都府社会福祉事業団財産目録
(平成14年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	255,813	流 動 負 債	211,138
現 預 金	253,926	未 払 金	123,357
未 収 金	1,887	未 払 費 用	61,698
固 定 資 産	382,062	預 り 金	26,081
固 定 資 産 物 品	372,542	積 立 金	10,134
投 資 有 価 証 券	1,520	繰 越 金	26,060
そ の 他 固 定 資 産	8,000	正 味 資 産	390,542
合 計	637,876	合 計	637,876